



資料 2

# 医師派遣を行う地域について (キャリア形成プログラム等)

# 1. 医師の働き方改革について

- 令和6年4月に改正労働基準法が施行され、医師の時間外労働規制が適用される。
- これを受けて、医師が不足する地域への医師確保がより困難になることが予想される。



医師偏在対策がより重要となる

## 2. 今後の課題

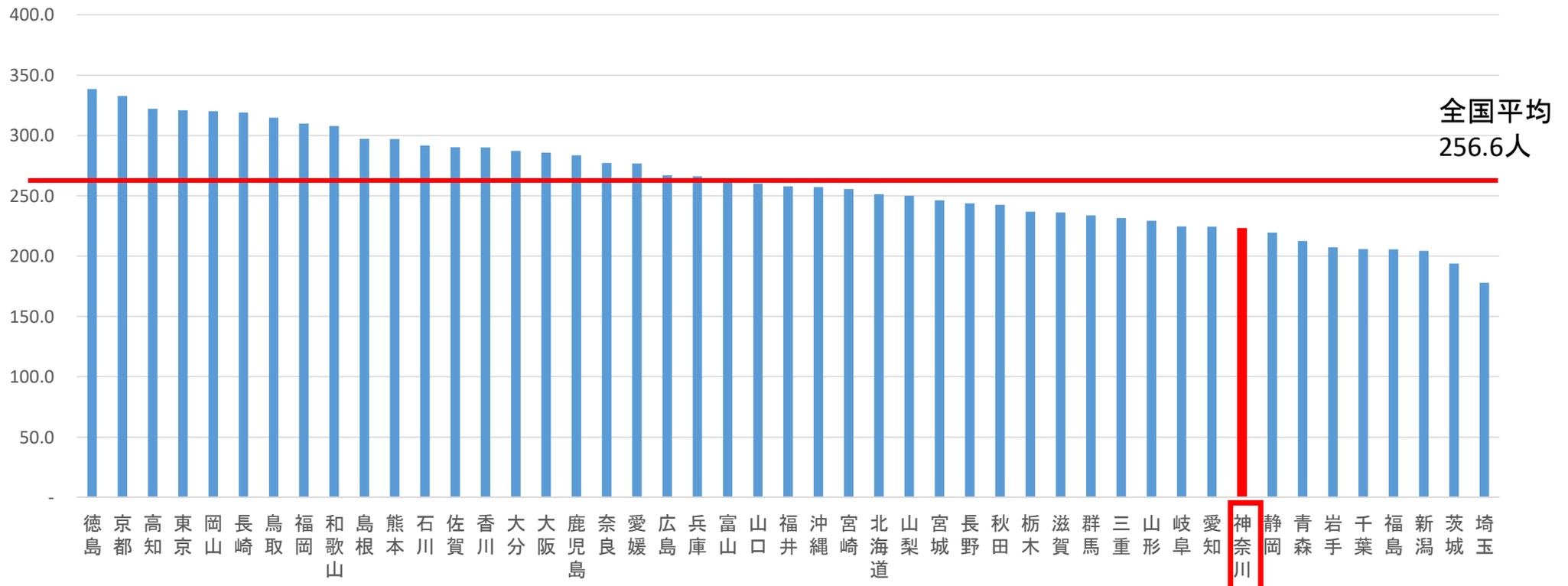
### <課題>

- 医師偏在対策については、県全体の医師確保対策と県内の地域・診療科偏在対策に分かれる。
- 働き方改革を受けて、特に地域偏在の解消が求められる。
- そのため、医療対策協議会では、まず県内の地域偏在対策について議論することとしたい。

### 3. 人口10万人当たり医師数について

○ 人口10万人当たり医師数では、神奈川県は223.0人と**全国39位**である。（**全国平均 256.6人**）

人口10万人当たり医師数(R2)

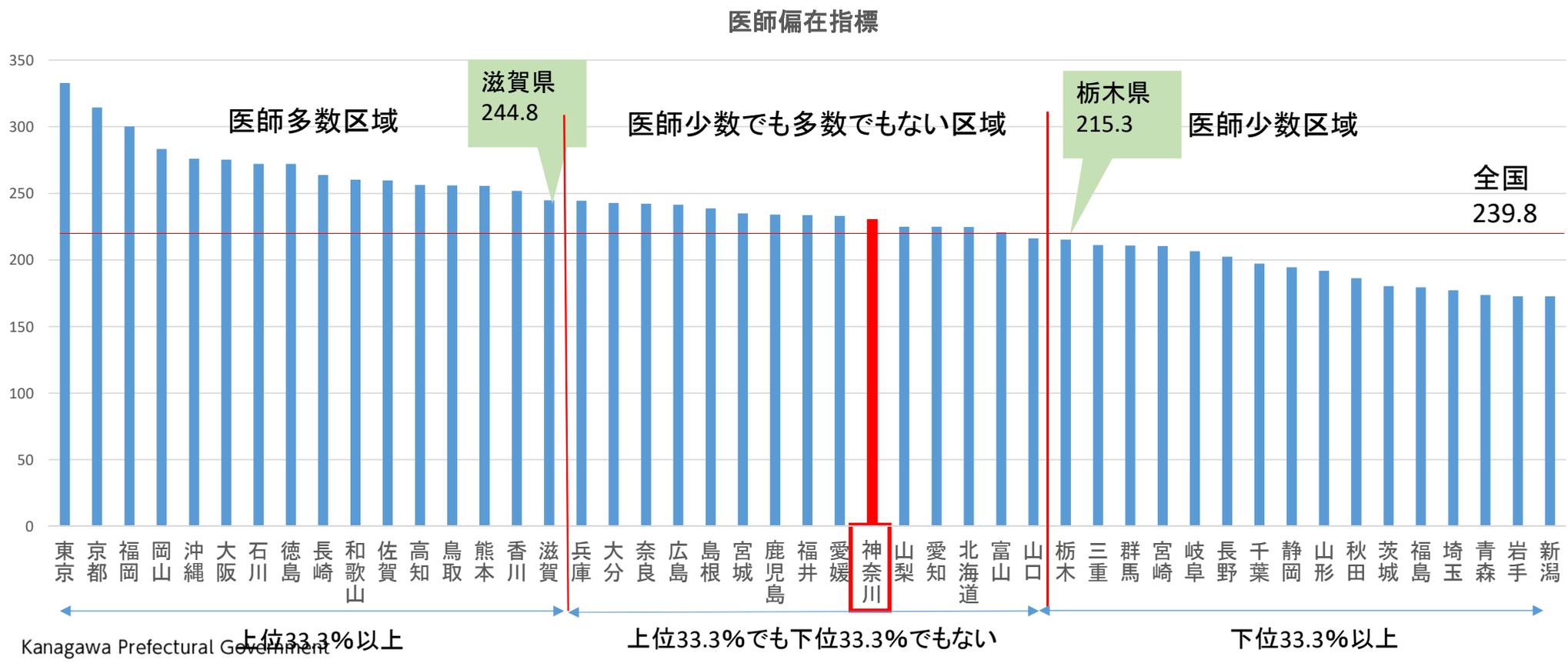


Kanagawa Prefectural Government

※ 令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計データより集計

# 4. 医師偏在指標について①

○ 医師偏在指標上、神奈川県は230.9と**全国26位**である。（**全国平均 239.8**）



※ 医師偏在指標に係るデータ集

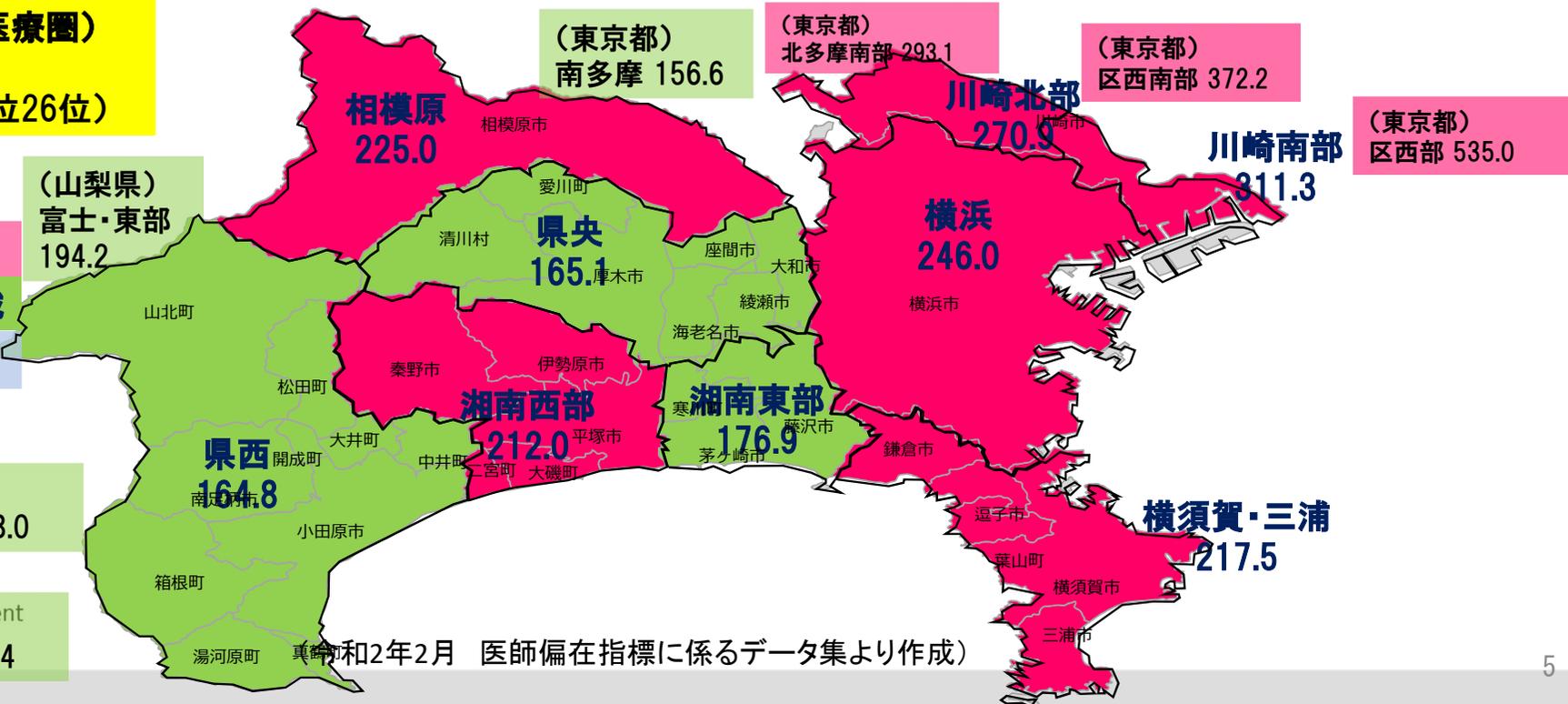
# 4. 医師偏在指標について②

○ 神奈川県においては、医師偏在指標における9つの二次保健医療圏のうち、6つは医師多数区域に位置付けられており、湘南東部、県央、県西は「医師少数でも多数でもない」区域である（神奈川県は、医師少数区域はない）。

○ そのため、二次保健医療圏ごと地域偏在が存在する。

**医師偏在指標(二次医療圏)**  
 全国 **239.8**  
 神奈川県 **230.9** (順位26位)

**多数区域(上位33.3%)**  
**医師少数でも多数でもない区域**  
**少数区域(下位33.3%)**



Kanagawa Prefecture Government  
 (静岡県) 熱海伊東 178.4

令和2年2月 医師偏在指標に係るデータ集より作成)

## 5. 医師偏在対策について

### <医師偏在対策の対応>

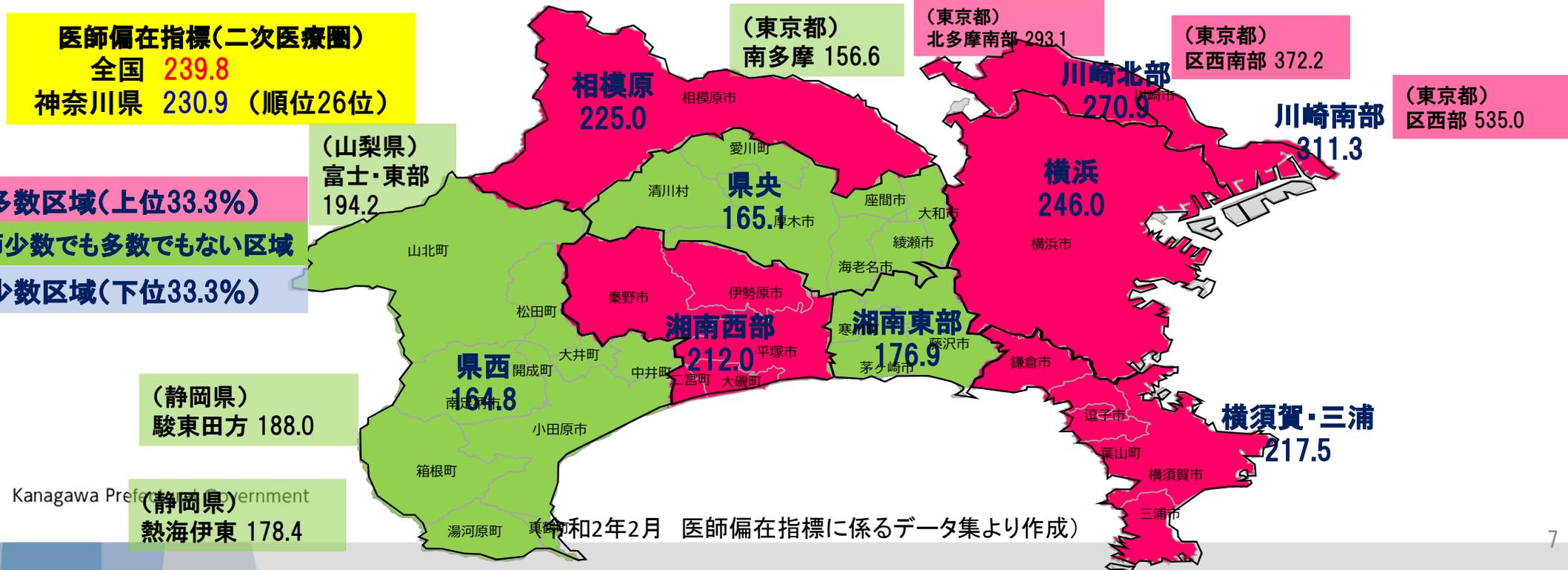
- 現状、県が勤務地域を指定できる医師は、地域枠医師及び自治医科大学の卒業医師である。
- 地域枠医師及び自治医科大学卒業医師はその制度上、原則として一定期間を医師少数区域などで従事する必要があるが、本県は人口10万人あたりの医師数に基づき、県全体を医師不足としており、そのため県全体に従事することが可能となっている。
- しかし、働き方改革を踏まえると、当該医師が効果的に医師が不足する地域に派遣されることが望ましい。
- そのため、まずは、県内において特に医師を派遣すべき地域を特定する必要があるのではないか。

# 6. 医師派遣を行う区域（案）

○ 今後、働き方改革等により、より一層医師確保が必要となるため、医師偏在指標に基づき、特に医師確保を行う区域を設定することとしてはどうか。

（案の1）**県央、県西及び湘南東部**（医師偏在指標上、少数でも多数でもない区域）

（案の2）**相模原、横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央及び県西**（医師偏在指標上、全国の数値を下回る区域）



## (参考) 医師偏在指標について (全国)

### ○ 医師偏在指標について

- 三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた医師偏在指標の算定式を国が提示する。
- 医師偏在指標は、医師偏在対策の推進において活用されるものであるが、指標の算定に当たっては、**一定の仮定が必要であり、また、入手できるデータの限界などにより指標の算定式に必ずしも全ての医師偏在の状況を表しうる要素を盛り込んでいるものではない。**
- このため、医師偏在指標の活用に当たっては、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、**あくまでも相対的な偏在の状況を表すものであるという性質**を十分に理解した上で、数値を絶対的な基準として取り扱うことや機械的な運用を行うことのないよう十分に留意したうえで、活用する必要がある。

出典：医政地発1212第1号 令和元年12月12日 医師偏在指標について

#### 【考慮すべき5要素】

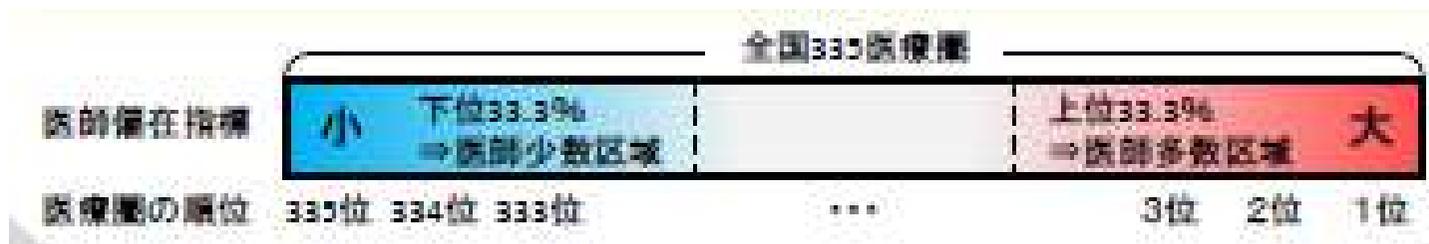
①医療需要（ニーズ）及び将来の人口／②人口構成の変化／③患者の流出入等／④へき地等の地理的条件／⑤医師の性別／⑥年齢分布・医師偏在の種別（区域、診療科、入院／外来）

## (参考) 医師偏在指標について (全国)

### ○ 医師多数区域、医師少数区域の設定

○ 医療法の規定により、都道府県は、2次医療圏単位で、医師偏在指標に関する基準に従い、医師の数が少ないと認められる区域（医師少数区域）並びに医師の数が多いと認められる区域（医師多数区域）を定めることができる。

○ 国が示した基準では、全国 335 ある 2次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、**上位 33.3%を医師多数区域、下位 33.3%を医師少数区域**とするとされています（47都道府県でも同様に設定）。医師偏在指標に基づき医師少数区域・医師多数区域等を設定することで、医師少数区域等においていかに医師を確保するかについて集中的な検討が可能



**説明は以上です。**